

いの町下水道用鋳鉄製マンホール蓋 特記仕様書 (次世代型)

いの町が使用する下水道用資器材は、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化が図られるものとする。

1. 適用範囲

この特記仕様は、いの町が使用する下水道用鋳鉄製マンホール蓋（次世代型）に適用するものとし、その種類は次項の通りとする。

2. 種類

種類		呼び	荷重区分
下水道用鋳鉄製マンホール蓋	技術マニュアル※準拠	呼び 600	T-25

※ 公益財団法人 日本下水道新技術機構発行『アセットマネジメントの実践に向けた次世代型マンホール蓋技術マニュアル』（2024年6月）を示す。

3. 性能項目

公益財団法人 日本下水道新技術機構発行の『アセットマネジメントの実践に向けた次世代型マンホール蓋技術マニュアル』（2024年6月）（以下、「技術マニュアル」という。）に準拠した性能とする。

なお、防食性能については、硫酸浸漬試験（傷あり、pH1）の条件も実施すること。

4. 性能確認方法

製品検査は、技術マニュアルの性能に基づく、公益財団法人 日本下水道新技術機構の建設技術審査証明書の取得によるもの、または、検査が確実・公平に透明性を持って実施できる公的試験所もしくは第三者性を証明できる試験所（ISO/IEC17025取得等）で実施し、その証明書を提出することとする。

また、事前にマンホール蓋の性能が技術マニュアルに準拠していることを証明する建設技術審査証明書の写し、または、試験成績書等の資料を添付した承認申請をいの町担当者に提出し材料承認を得ること。

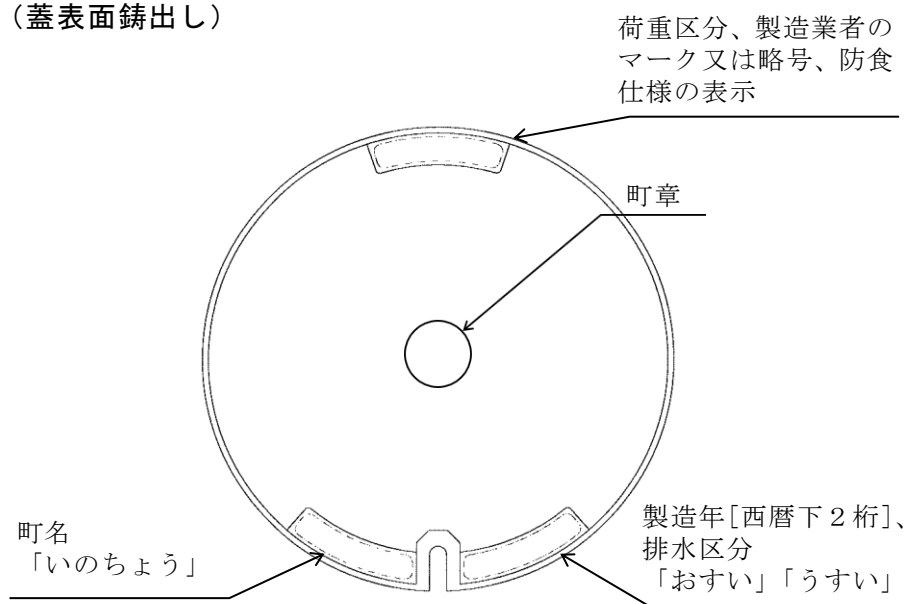
※T-25、T-14 両方の荷重区分の製品を検査する場合や、一般型・除雪対応型など、性能によっては影響する製品構造部位が同一であれば、事前調整の上、いずれかの荷重区分のみの検査、もしくは検査条件・合否判定条件が厳しい荷重区分のみの検査とすることができる。本町が不必要と認めた場合には、検査項目を省略又は指示された方法に変更することができる。

5. 性能確認項目（技術マニュアルに準拠）

性能	試験項目	
耐がたつき性能	初期性能	交互荷重試験
	限界性能	輪荷重走行試験
耐荷重性能	初期性能	荷重たわみ試験
		耐荷重試験
		発生応力度試験
	限界性能	発生応力度試験
耐スリップ性能	初期性能	滑り抵抗試験
	限界性能	
圧力解放性能	初期性能	圧力解放性能試験
	限界性能	蓋解放力測定試験（輪荷重走行試験時）
蓋浮上性能	初期性能	浮上高さ、蓋浮上時/浮上後の走行性
		傾斜設置での施錠性/蓋収納性
耐揚圧強度	初期性能	耐揚圧荷重強度試験
		耐揚圧圧力解放試験
転落防止性能	初期性能	転落防止装置耐揚圧試験
		転落防止装置耐荷重試験
蓋の開放性能	初期性能	蓋の開放性確認試験
	限界性能	蓋開放力測定試験（輪荷重走行試験時）
蓋の着脱・逸脱防止性能	初期性能	脱着性、逸脱防止性試験
不法開放防止性能	初期性能	不法開放防止性確認試験
		施錠強度確認試験
防食性能	限界性能	硫酸浸漬試験（傷なし、pH1）
		硫酸浸漬試験（傷あり、pH3/pH1※）
施工性能	初期性能	枠変形防止確認試験
		傾斜施工試験
材質	初期性能	材質試験（Yブロック）
		材質試験（実体材質）

※技術マニュアルの考え方に準じた規定（考え方を踏襲）

6. 表示（蓋表面鋳出し）



7. 開閉機器（開閉バー）

専用の開閉機器（別図－①）以外の工具で容易に開くことがないよう、初期状態における性能を有するものとする。

8. 疑義

以上の事項に該当しない疑義については協議の上決定するものとする。

別図一①

専用工具

(单位 mm)

